

1 包括外部監査の対象

平成22年度 「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」

平成23年度 「市のインフラ整備について（東日本大震災後の復旧事業を主として）」

平成24年度 「東日本大震災後における子育て・教育環境の整備事業について」

平成25年度 「市の債権事務の執行について」

平成26年度 「水道事業（簡易水道を含む。）、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成28年10月11日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

平成25年度 「市の債権事務の執行について」

監査結果	講じた措置
<p>(64頁) 意見</p> <p>1 東日本大震災に伴う市税の不納欠損処理について</p> <p>(1) 震災被災者に対応した滞納処分の執行停止について</p> <p>市では、東日本大震災により固定資産について一定規模以上の損害を受けた者に対し、震災被災者に対応した滞納処分の執行停止基準を設けた上で、震災以前の滞納税分についても執行停止を行っている。</p> <p>市として、震災により多大な損失を受けた市民について、生活再建を優先するための措置としているが、固定資産に対するの損害を理由に、金融資産等に対する調査が不十分なままの滞納処分の執行停止を実施した状況は、公平性の観点から疑問が生じる。</p> <p>(73頁) 意見</p> <p>4 災害援護資金貸付金について</p> <p>(1) 長期の据え置き期間が設けられている災害援護資金貸付金について</p> <p>債権管理の観点から、償還の免除に該当する利用者の調査や貸付金利用者に返済の開始時期や返済予定の周知を定期的に行うことを検討されたい。</p>	<p>滞納者が滞納処分をすることができる財産がないときや、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがある場合等に地方税法第15条の7に基づき、滞納処分の執行停止を行っております。</p> <p>東日本大震災につきましては、津波被害、直下型地震による建物の損壊など、未曾有の大災害であり、その居宅等が被害を被った者について、滞納処分の執行停止を行ったもので、このうち、納付困難と思慮される滞納税の一部を即時消滅扱いとし、それ以外については、直ちに納税義務を消滅させるものではなく、滞納処分の執行停止後も催告等を継続して行うとともに、差押すべき財産が発見された場合は、同法第15条の8に基づいてこれを取り消し、差押えを実施するなど、適正な徴収に努めております。</p> <p><b>【税務課】</b></p> <p>借受人及び保証人の現況を確認するため、平成28年3月に現況届の提出を依頼しました。</p> <p>今後も、年に1回現況届の提出を依頼していく予定としております。</p> <p><b>【保健福祉課】</b></p>

監査結果	講じた措置
<p>(84頁、85頁) 指摘事項</p> <p>8 工場等立地奨励金について</p> <p>(1) 契約文書をかかわすべきもの</p> <p>(2) 債務者の支払い能力について確認すべきもの</p> <p>(3) 債権者として毅然と対応すべきものの</p>	<p>工場等立地奨励金の返還事務については、改めて顧問弁護士にも相談を行い、次のとおり事実関係を整理した上で、対応方針を決定しました。</p> <p>1 代表清算人を清和電器産業株式会社代表取締役個人とすることの適法性について</p> <p>会社法第483条第4項の規定により、解散前の代表取締役が代表清算人となるため、適法であること。</p> <p>2 代表清算人の支払う意思の確認について</p> <p>代表清算人の支払う意思（債務の承認）の確認については、口頭であっても有効であるが、市と相手方の捉え方が異なっている可能性を否定できず、支払う意思を確認できる書類がない中で、債務の承認がなされたとは断定できない状況であること。</p> <p>3 時効の起算日について</p> <p>当該債権の消滅時効は民法第167条の規定に基づき10年間であり、時効の起算日は、平成5年9月13日（最初の返還請求納付書の納期限日）の翌日であること。</p> <p>4 時効の中断について</p> <p>時効については、代表清算人から書面による債務の承認や一度も返還金の納付がされていないことから中断しておらず、既に平成15年9月13日に時効は成立しているが、代表清算人から時効の援用がなされていないため、債権が消滅していない状況であったこと。</p> <p>5 時効の援用について</p> <p>当該内容を代表清算人に説明を行ったところ、既に会社としての財産は無く、無資力であるため、平成28年3月28日付で当該代表清算人から、民法第145条に基づき、時効の援用がなされ、当該債権は消滅するに至ったこと。</p>

監査結果	講じた措置
<p>(89頁) 意見</p> <p>9 母子寡婦福祉資金貸付金について</p> <p>(2) 審査会の実効性について</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金の貸付に際しては、事前に審査会による審査が実施されており、返済の計画性によっては否決されている事例もあるとの回答を得ている。</p> <p>しかしながら、実態としては、収入未済額は年々増加傾向にあり、また、一度も償還することなく長期にわたり延滞に陥る者も発生している。</p> <p>市財政の健全化及び審査の実効性を確保する観点から、外部の有識者等を審査に加えることを検討すべきである。</p> <p>(91頁) 意見</p> <p>10 下水道事業に係る債権について</p> <p>(1) 下水道受益者負担金の東日本大震災における減免について</p> <p>下水道受益者負担金について、平成23年度賦課において、平成23年以前に下水道受益者負担金の申出をし、5年分割で納付している受益者のうち、震災により半壊以上の資産の損失を受けた者について、受益者負担金を減免している。</p> <p>当該減免に対し、一括納付者は全納報奨金があることを理由に行われておらず、不公平な扱いとなっているとも考えられる。</p>	<p>以上により、平成28年3月31日付で、いわき市財務規則第60条第1項の規定に基づき、不納欠損処分しました。</p> <p><b>【工業・港湾課】</b></p> <p>本事業はひとり親家庭といった経済的弱者の方向けの福祉資金であることから、福祉行政に携わっている保健福祉センター職員等での審査が適切であると考え、実施しているところであります。</p> <p>なお、収入未済額の解消に向けては、貸付金の貸付・収納業務を行う母子・父子自立支援員を設置するほか、更に未収金の回収を行っている母子父子寡婦福祉資金貸付事業協力員を設置し、債権回収に努めております。</p> <p><b>【こども家庭課】</b></p> <p>被災者に係る経済的負担軽減を図る目的で減免の措置を講じたものでありますが、今回の事例は「東日本大震災」発生時における事務という、極めて非日常的な状況が発生した場合の事務処理であり、仮に今後、同様の状況が発生した場合は、関連業務や他自治体の状況、並びに今回の監査結果等を踏まえたうえ、個別案件ごと、より公平性に留意し事務を執行して参ります。</p> <p><b>【生活排水対策室経営企画課】</b></p>

監査結果	講じた措置
<p>(97頁) 意見</p> <p>第4 監査の結果に添えて提出する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全庁的な債権管理部署の検討について</li> </ul> <p>いわき市においても、限られた財源と職員のなかで効率性や公平性を確保するという観点から、債権管理の在り方について全庁的な検討を早急に進めるべきである。</p>	<p>平成28年度の組織改正において、自主財源の確保や市民負担の公平性の確保を図るため、市税のほか、市が有する債権の効率的・効果的な徴収体制の整備に向け、財政部内に「債権管理室」を新設したところがあります。</p> <p><b>【職員課】</b></p>